調査結果は、 玉

対象

地上型生ごみ処理容器

外用コンポス

5 5 0 屋

工 業統計調査に

の実 の実態を明らかにするための実態を明らかにするため、 活っての事業所を対象に、活っての調査は、製造業を営む

工業統計

説明会■12月19日示午後12会議室。

購入費の一

閊本庁・財政課

ご協力を! 第

調査を実施します。12月31日現在で、

を募集します あり、 応募資格= 得できます。 通知書などの送付用窓あき **封筒の種類=**市が使用する 共通封筒、 窓口封筒と納税

申込期限 = 12 月 市税を完納 26 日 未。 る

> 所に調査員証を携行した統計 中旬にかけて、調査対象事業

T

いますので、

11

(広告代理店を営む人など)

や、学校の教材などとしてな団体の施策の重要な基礎資料

円を助成)

ッ

ル

3

0 0

0

。 以 上。

電気式生ごみ処理機(2万

く利用されます。

12月中旬から平

-成26年

3分の1(百円未満切り捨円を上限として購入価格の

調査へのご協力をお願調査員がうかがいます

▼申込方法=本庁・財政課に 備え付けの申込用紙に必要 事項を記入し、同課へ提出 してください。申込用紙に必要

は、以外 問本庁・政策企画課 なお、 の目的に使用すること 切ありません

ため、生ご 購入費の一部を助成します生ごみ処理容器などの

見すぎ: ハ・: 割を占める生ごみの減量や悪ことにより、家庭ごみの約4 臭対策につながります。 助成を受けるためには、 購

たパ

ことなどが必要です。請し、市内の店舗で購入する ことにより、家庭ごみの約4年ごみ処理容器などを使う

5の一部を助成していま生ごみ処理容器などの 生ごみを減量する ご覧いただくか、本庁・情報す。委託の見積合わせを実施しま 委託の見積合わせを実施しま 政策課 分するため、廃棄物処理業務 できなくなった機材を廃棄処 7 いたパソコンなどで、使用市の行政事務用等に使用し

牛深町の地籍図、

平成24年度に地籍調査を実施した、牛深町

該当地域の土地の所有者または代理の人は閲

天附の一部地域、大島などの地籍図と地籍簿の

問本庁 情報政策課

お問 合わ せく

問本庁・環境施設課

調査内容を統計調査

支所担当課 本庁・環境施設課または各 へお尋ねくださ

※申請手続きなどの詳細は、 を助成)。

委託の見積合わせを実施ソコン等廃棄物処理業務

地籍簿の閲覧を

覧期間内に必ず閲覧し、誤りがないかを確認し てください(印かん持参)。

なお、異議がある人は、閲覧期間内に牛深支 所・総務振興課へ申し出てください。

▲朋覧□担

作成作業が完了しました。

	●阅算日柱					
	閲覧期間	場所	該 当 地 域			
	12月5日帝 午前9時~午後7時	砂月公民館	南米淵、堀迫、田代、西田代、水ケ浦、南堀迫、小森、二子、獺越、大迫、高良田、牛嶋			
	12月6日 2 午前9時~午後7時	牛深支所2階 第1会議室	牛嶋、法ケ嶋、築嶋、後築嶋、黒島、片島、嶌ノ尻、赤崎、魚貫前、 東田平、西田平、本迫			
	12月9日 (1) (土) 日曜日、祝日を除く)	牛深支所2階 地籍調査係	上記の字すべて			
4	12月21日①·22日〇 午前9時~午後5時	牛深支所 1 階 北口玄関ホール				

問牛深支所・総務振興課

健康。医療

性風しん症候群」にかかるこかかると、赤ちゃんが「先天 かると、赤ちゃんが「先天風しんは妊娠初期の女性が 一部を助成していますしん予防接種費用の 市では、 妊娠

償却資産申告の

V

償却資産とは土地・家屋以

問本庁·課税課

①妊娠届を提出した女性の①妊娠を予定または希望し 市内に住所があ ŋ

助成額=5、000 助成回数= で。31日側まで②12月31日舎 回。

接種を受けるときは、 事

対象=

助成期間=①平成26年3月

接種費用の一部を助成して ことを防ぐため、 初期の女性が風しんにかかる とがあります。 を助成してい風しん予防

めに整理し取得金額、 損金に算入されるものです。 得の計算上、 税法または法人税法による所 人または個人は、1月1日現償却資産を所有している法 必要経費または

耐用年数などを早

その減価償却費(額)は所得外の事業用の資産のことで、 は所得 るとともに、 広告取扱者を募集します市が使用する封筒の 市では、 自主財源を確保す

提供いただける広告取扱者の広告を掲載した封筒を市にの広告を取り扱い、そ しています。今回、民間事業する封筒への広告掲載を実施その一つとして、市が使用組んでいます。 るため、広告掲載事業に取り向上と地域経済の活性化を図 市民サービスの

必要となる人で、 を12月中旬に送付します。 れた場合など、 場合は送付しますので、 平成25年中に事業を開始さ 対象者には申告書類 申告するときは、 新たに申告が 申告書がな 個人は所 法

らい。 とに、 を管理している帳簿などをも 得税の申告(確定申告)にお 告書などをもとに、 ける減価償却明細や固定資産 人は固定資産台帳や法人税申 それぞれ申告してくだ

※詳しいことは間に

だより天草」お知らせ版や市

のホー

ムページに掲載してい

問天草中央保健福祉センタ

福祉センター

☎®33555 /天草東保健

、天草西保健福祉センタ

なお、

F

お問い合わせください。

や詳細は、

8 月 1

日号「市政

ださい。

なお、

指定医療機関

に指定医療機関へ予約

してく

障害者控除対象者認定 ご存じですか?

庁·課税課へご連絡くださ

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けてい ない65歳以上の人で、障害者控除対象者に認定され ると、所得税と市・県民税の障害者控除を受けるこ とができます。

ただし、控除を受けるには、市が発行する「障害 者控除対象者認定書」が必要です。対象となる人は 同認定書の交付申請をしてください。なお、身体障 害者手帳などをすでに持っている人は、申告の際に 手帳を提示することで控除が受けられますので、同 認定書は必要ありません。

また、介護認定を受けていない人は、医師の診断 書や意見書が必要となりますので、事前に本庁・福 祉課へご相談ください。

■対 象=市内在住の65歳以上の人で、次のいずれ かに該当する人。

〔障がい者〕

- ①身体障害3~6級に準ずる障がいがある人
- ②知的障害の軽度・中度に準ずる障がいがある人

〔特別障がい者〕

- ③身体障害1・2級に準ずる障がいがある人
- ④知的障害の重度に準ずる障がいがある人
- ⑤寝たきりの高齢者
- - 丁圭のレお川

■ 控除額= ト表のとおり。		(年額)	
	所得税	市·県民税	
障害者控除額	27万円	26万円	
特別障害者控除額	40万円	30万円	
特別障害者控除額 (納税者と同居の場合)	75万円	53万円	

■申請方法=①~④は本庁・福祉課、⑤は本庁・高齢 者支援課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、 同課へ提出してください(各支所担当課でも申請 できます)。

※認定結果は後日、郵送で通知します。

問本庁・福祉課/本庁・高齢者支援課